

【別紙1】 用語の定義

項番	用語	解説
1	フェーズ1システム	「労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画」第一段階において開発され、平成21年度より稼働しているシステム。
2	フェーズ2システム	フェーズ1システム稼働時に構築されたプログラムに機能を追加し構築するシステム。プログラムはフェーズ1システム上で構築するもの、フェーズ2システム上で構築するものに一時的に区分されるが、平成25年度以降（フェーズ2本番稼働以降）は全ての機能を統合し、一つのシステムとして稼働する。 ハードウェアの切り替えは平成25年1月を予定しており、フェーズ2システムの本番稼働は平成25年4月を予定している。
3	RSシステム	労働局適用徴収業務支援システムのこと。 労働局で行う滞納整理、事務組合の管理等の標準化されたシステム。 適用徴収システムのサブシステムの一つ。
4	厚生労働省統合ネットワーク	厚生労働省ネットワーク（共通システム）最適化計画」に基づき、本省、地方支分部局、検疫所等の各組織において、個別の業務ごとに構築されてきた専用通信回線の集約・統合及び運用管理の一元化を図るため、平成20年4月から運用を開始したネットワーク基盤。
5	都道府県労働局におけるLAN	労働局内部と統合ネットワークへの接続部分に係る構内通信機器及び回線のこと。 （平成24年4月、平成27年4月更改予定）
6	利用拠点（監督署）におけるLAN	労働基準監督署内部と統合ネットワークへの接続部分に係る構内通信機器及び回線のこと。 （平成24年4月更改予定）
7	厚生労働省CIO補佐官	業務分析手法、情報システム技術及び情報セキュリティに関する専門的な知識・経験を有し、独立性・中立性を有する外部専門家。府省内の業務・システムの分析・評価、最適化計画の策定・実施に当たり、CIO及び各所管部門の長（業務改革関係部門、情報システム統括部門）に対する支援・助言等を行う。
8	PMO	プログラム・マネジメント・オフィスの略であり、省全体管理組織を指す。人事、会計、広報等の関係部局との連携の上、府省内の業務・システムを統括し、最適化を推進する。
9	PJMO	プロジェクト・マネジメント・オフィスの略であり、個別管理組織を指す。各個別システムの最適化を統括・推進する。
10	業務・システム最適化指針	平成18年3月31日に各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議にて決定した業務・システムの最適化のための取組についてまとめた指針。 http://www.e-gov.go.jp/doc/optimization/index.html 参照。
11	厚生労働省情報セキュリティポリシー	情報セキュリティに対する厚生労働省の基本方針及び対策基準等を定めた文書のこと。
12	Service Level Agreement (SLA)	受注者が厚生労働省との間で契約を行う際に、提供するサービスの内容と範囲、品質に対する要求（達成）水準を明確にして、それが達成できなかった場合のルールを含めて、あらかじめ合意した内容のこと。
13	開庁日	厚生労働省が業務を行っている日。 基本的には土日祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く全ての日であるが、拠点によっては、土日祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）にも業務を行っている場合がある。
14	SLCP-JCF2007	ソフトウェアを中心としたシステムの開発及び取引のための共通フレーム体系（2007年版）のこと。
15	サイト管理者	都道府県労働局等の各拠点において他システムから利用する職員を除き、職員の中から指名される者を指す。 問題等への対応時において、必要に応じて協力を行う。

【別紙1】 用語の定義

項番	用語	解説
16	他システム	適用徴収システムに関連する外部のシステムのこと。 関連する主なシステムを以下に示す。 ・労働基準行政情報システム ・労災行政情報管理システム ・ハローワークシステム ・官庁会計システム（ADAMS II） ・電子政府の総合窓口システム（e-Gov） ・マルチペイメントネットワーク（MPN）
17	システム運用事業者	運用オペレータとヘルプデスクを担当する事業者のこと。 ①運用オペレータ システム運用業務を遂行する。 ②ヘルプデスク ヘルプデスク業務を遂行する。
18	アプリケーション保守事業者	システム運用・保守統括者及びアプリケーション保守を担当する事業者のこと。 ①システム運用・保守統括者 システム運用・保守統括業務、運用支援業務を遂行する。 ②アプリケーション保守 アプリケーション改修作業、アプリケーション等障害時対応及び保守一般を遂行する。
19	関連事業者	適用徴収システムに関連する事業者のこと。 関連する主な事業者を以下に示す。 ・統合ネットワーク構築事業者 ・都道府県労働局におけるLAN導入事業者 ・利用拠点（監督署）におけるLAN導入事業者 ・設計・開発事業者 ・アプリケーション保守事業者 ・運用事業者 ・ハードウェア・ソフトウェア導入・保守事業者（拠点その1） ・ハードウェア・ソフトウェア導入・保守事業者（拠点その2） ・ハードウェア・ソフトウェア導入・保守事業者（拠点その3） ・ハードウェア・ソフトウェア導入・保守事業者（本省サーバ）
20	現行関連事業者	適用徴収システムに関連する現行の事業者のこと。 関連する主な事業者を以下に示す。 ・現行アプリケーション保守事業者 ・現行システム運用事業者 ・RSシステムアプリケーション保守事業者 ・RSシステム運用事業者
21	その他関連事業者	適用徴収システムに関連するその他の事業者群のこと。 関連する主な事業者を以下に示す。 ・口座振替事務委託事業者（データエントリー） ・口座振替事務委託事業者（金融機関との振替情報受渡） ・印刷事業者
22	システム運用・保守統括者	アプリケーション保守事業者のうち、アプリケーション保守事業者、システム運用事業者及びハードウェア・ソフトウェア導入・保守事業者を統括し、適用徴収システムを安定的に稼働させる役割を担う者のこと。なお、ここではハードウェア・ソフトウェア導入・保守事業者は、関連事業者者に示す全てのハードウェア・ソフトウェア導入・保守事業者を指す。
23	システム管理部門	適用徴収システムの運用に関する責任と権限を持ち、システム運用・保守部門と一体となり、システム全般の運用の円滑化を図る組織を指す。労働保険徴収課が担当する。
24	システム運用・保守部門	システム管理部門を支援し、運用、及び保守の実作業を行う。関連事業者で構成される。

【別紙 1】 用語の定義

項番	用語	解説
25	システム運用管理者	適用徴収システムにおける運用の責任と権限を持つ組織を指す。労働保険徴収課が担当する。
26	保守担当	適用徴収システムの構成要素（アプリケーション、ハードウェア、ソフトウェア）ごとの保守を担当する者を指す。
27	作業指示書	運用オペレータに作業を依頼する際に提示する、作業内容及び作業日時を記載したドキュメントを指す。